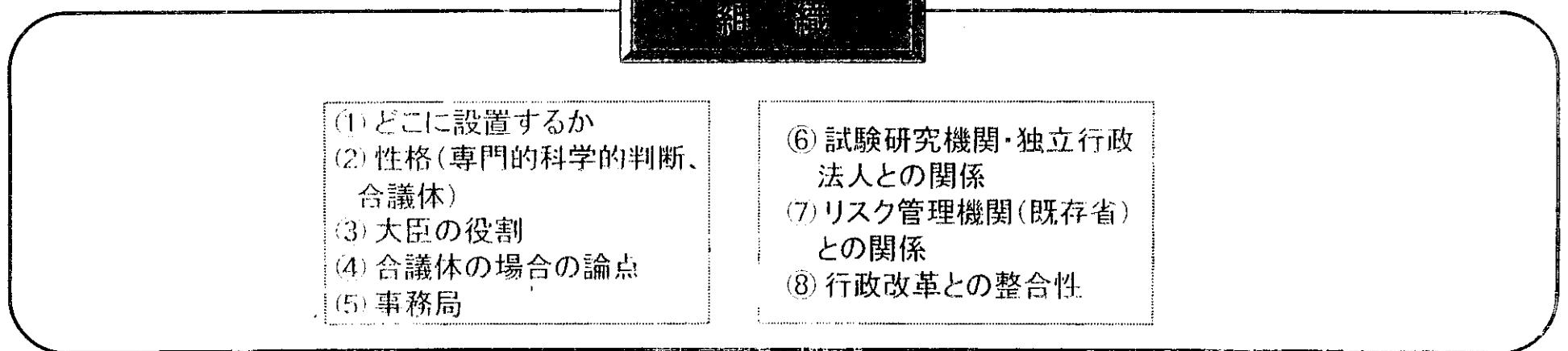
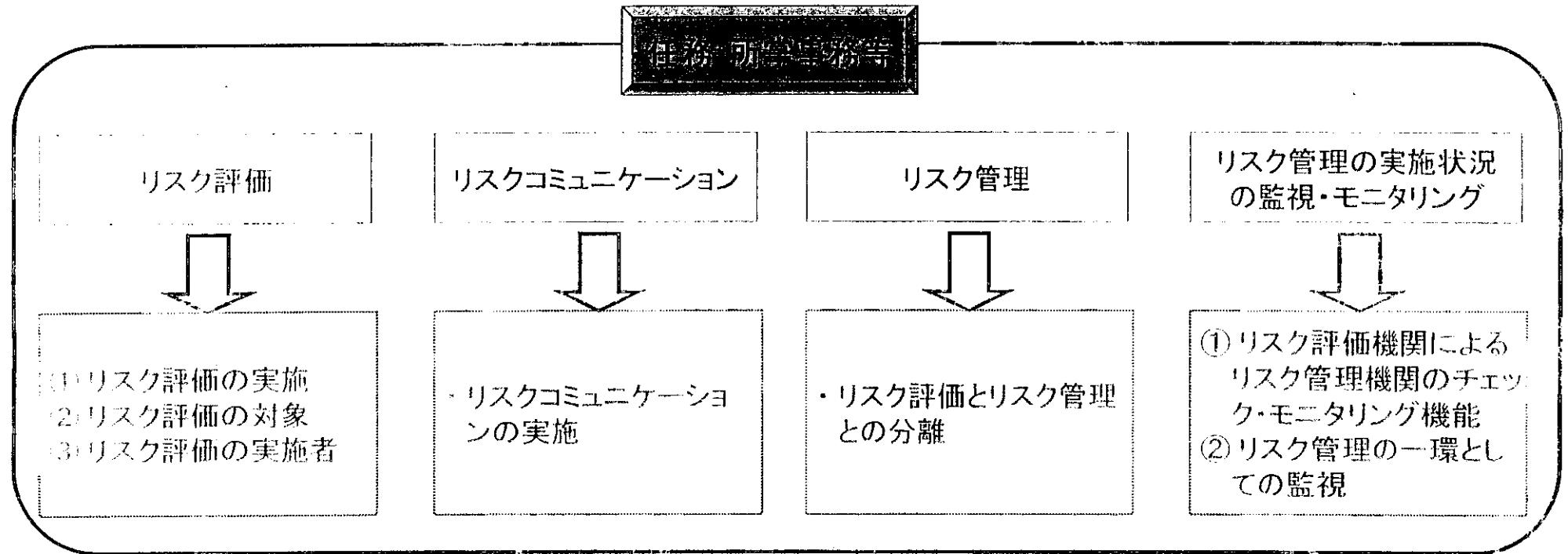


第10回科学技術部会	参 資
平成14年 7月19日	考 料 2-3

食品安全行政に関する関係閣僚会議の開催について

〔 平成 14 年 4 月 5 日 〕
〔 閣議口頭了解 〕

1. 食品の安全性の確保に必要な新たな行政組織のあり方を中心に具体案を作成するため、「食品安全行政に関する関係閣僚会議」(以下「会議」という。)を隨時開催する。
2. 会議の構成員は、総務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、内閣府国民生活局の所掌する事務を担当する国務大臣及び内閣官房長官とする。
会議には、必要に応じ、関係大臣その他関係者の出席を求めることができる。
3. 会議は、内閣官房長官が主宰する。
4. 会議の庶務は、厚生労働省、農林水産省等関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。



「消費者の保護を基本とした包括的な食品の安全を確保するための法律(仮称)」等に関する論点（一覧）

包 括 法

<基本的考え方>

- ①消費者の健康保護の最優先など食品の安全性確保に関する基本原則の確立
- ②リスク分析手法の導入による行政の体系的な対応

関係者の責務

リスク分析手法の導入

新たな食品安全行政機関の設置

その他の論点

- ・行政、事業者等の責務の明確化

- ①リスク評価の原則
- ②リスク管理の原則
- ③リスクコミュニケーションの原則

- ①リスク分析に関する「基本指針」の確立
- ②危機管理対応及び体制の整備
- ③関係機関間の連携の確保

食品の安全性に関連する個別法

- ・食品衛生法
- ・と畜場法
- ・食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律

- ・農薬取締法
- ・家畜伝染病予防法
- ・飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律
- ・薬事法（動物用医薬品）
- ・農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法等）